

法務委員会

委員一覧（20名）

委員長 渡辺 孝男	(公明)	小泉 昭男	(自民)	松岡 徹	(民主)
理事 松村 龍二	(自民)	山東 昭子	(自民)	篠瀬 進	(民主)
理事 吉田 博美	(自民)	関谷 勝嗣	(自民)	遠山 清彦	(公明)
理事 千葉 景子	(民主)	鶴保 康介	(自民)	井上 哲士	(共産)
理事 木庭 健太郎	(公明)	野村 哲郎	(自民)	扇 千景	(無)
青木 幹雄	(自民)	江田 五月	(民主)	角田 義一	(無)
尾辻 秀久	(自民)	前川 清成	(民主)		(16. 10. 26 現在)

（1）審議概観

第161回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件（うち本院先議2件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願10種類48件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

司法制度改革 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案は、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図るため、同手続の基本理念等について定めるとともに、民間紛争解決手続の業務についての認証制度の導入や時効中断等に係る特例の措置を講ずるものである。委員会においては、裁判外紛争解決手続制度に関する人材育成や財政措置等の総合的な基盤整備の必要性、認証制度の意義及び認証基準の客觀性等について質疑が行われ、参考人から意見を聴取した。質疑終局の後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

裁判所法の一部を改正する法律案は、新たな法曹養成制度の整備の一環として、司法修習生に対し給与を支給する制度に代えて、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を導入しようとするもので、衆議院において施行期日を4年延期する修正が行われた。委員会においては、法曹養成における法科大学院と司法修習との連携の必要性、貸与制を導入する理由等について質疑が行われた後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

民事関係 保証契約の内容の適正化及び民法の表記の現代用語化を内容とする民法の一部を改正する法律案及び動産譲渡登記制度の創設や債務不特定の将来債権の登記を可能とする等を内容とする債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案は、一括して議題とし、民法の現代用語化の検討の経緯及び基本方針、保証制度の見直しが中小企業の資金調達に与える影響、動産・債権譲渡登記制度の活用の見通し、労働債権の確保のための法整備の必要性等について質疑が行われ、参考人から意見を聴取した。質疑終局の後、民法改正案は全会一致をもって、

債権譲渡特例法改正法案は多数をもって、それぞれ可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

民事関係手続の一層の迅速化及び効率化等を図るため、民事訴訟手続等における申立て等を電子情報処理組織を用いて行うことを可能とするとともに、簡易裁判所における少額訴訟債権執行制度の創設、不動産競売における最低売却価額制度の見直し、扶養義務等に基づく金銭債務についての間接強制制度の創設、公示催告手続の迅速化等の措置を講じるため提出された民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案は、オンライン化の対象及びセキュリティ確保の必要性、養育費等の支払いについての間接強制制度の創設の理由と実効性確保の方策等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

【刑事関係】 刑法等の一部を改正する法律案は、凶悪犯罪を中心とする重大犯罪に対し事案の実態等に即した適正な対処が可能になるよう、有期刑の上限の引上げ、これらの犯罪に係る法定刑の見直し等及び公訴時効期間の延長を行うものである。委員会においては、改正案提出の背景である犯罪動向の評価、強姦等の性犯罪の法定刑の妥当性、法定刑引上げの犯罪抑止効果、公訴時効期間延長の理由、刑務所の過剰収容の実態と法定刑引上げによる影響等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取した。質疑終局の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

このほか、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案が可決された。

〔国政調査等〕

10月28日、法務行政の基本方針に対する質疑を行い、法務大臣の法務行政に臨む基本姿勢、人身取引問題に関する法改正の諮問内容と被害者保護や広報・啓発への法務省の取組、不法滞在者対策に向けた法務省の取組、法務省予算の推移と現状に対する法務大臣の認識、法律扶助予算の大幅な拡充に向けた法務大臣の決意、法教育の充実に向けた法務省の取組、新司法試験の周知についての法務省の取組、プリペイド式携帯電話が犯罪に使用されている実態と対策等が取り上げられた。

（2）委員会経過

○平成16年10月26日（火）（第1回）

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について南野法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、滝法務副大臣、富田法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決し

た。

〔質疑者〕 吉田博美君（自民）、前川清成君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第5号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成16年10月28日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 人身売買防止に関する件、ドメスティックバイオレンスの被害者保護に関する件、入国管理政策に関する件、司法制度改革に関する件、敗訴者負担制度に関する件、国内の犯罪情勢に関する件、矯正施設等の過剰収容に関する件、携帯電話の不正利用対策に関する件等について南野法務大臣、滝法務副大臣、富田法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 山東昭子君（自民）、篠瀬進君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成16年11月2日（火）（第3回）

- 民法の一部を改正する法律案（閣法第17号）
債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）
以上両案について南野法務大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、両案について参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成16年11月4日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 民法の一部を改正する法律案（閣法第17号）
債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）
以上両案について南野法務大臣、七条内閣府副大臣、滝法務副大臣、富田法務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本政策投資銀行副総裁山口公生君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 吉田博美君（自民）、前川清成君（民主）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成16年11月9日（火）（第5回）

- 民法の一部を改正する法律案（閣法第17号）
債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）

以上両案について参考人慶應義塾大学法学部教授・同大学院法務研究科教授池田眞朗君、弁護士・日本弁護士連合会副会長清水規廣君及び日本商工会議所金融問題小委員会委員・経済法規小委員会委員石井卓爾君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○政府参考人の出席を求ることを決定した。

○民法の一部を改正する法律案（閣法第17号）

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）

以上両案について南野法務大臣、滝法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、築瀬進君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第17号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣法第18号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

欠席会派 無

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成16年11月11日（木）（第6回）

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について南野法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月16日（火）（第7回）

○参考人の出席を求ることを決定した。

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について参考人一橋大学法学研究科教授山本和彦君、弁護士・日本弁護士連合会ADRセンター委員長吉岡桂輔君及び社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問柴垣雅子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕荒井正吾君（自民）、築瀬進君（民主）、浜四津敏子君（公明）、井上哲士君（共産）

○政府参考人の出席を求ることを決定した。

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について南野法務大臣、滝法務副大臣、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕荒井正吾君（自民）、前川清成君（民主）、浜四津敏子君（公明）、井上

哲士君（共産）

○平成16年11月18日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について南野法務大臣、滝法務副大臣、富田法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 荒井正吾君（自民）、千葉景子君（民主）、前川清成君（民主）、浜四津敏子君（公明）、井上哲士君（共産）

(閣法第6号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第77号）（衆議院送付）について南野法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月25日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第77号）（衆議院送付）について南野法務大臣、森岡厚生労働大臣政務官、段本財務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 松村龍二君（自民）、櫻井充君（民主）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

(第159回国会閣法第77号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 刑法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について南野法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月30日（火）（第10回）

- 参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 刑法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について南野法務大臣、滝法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、参考人東京都立大学法学部教授木村光江君、弁護士・日本弁護士連合会刑事法制委員会委員長神洋明君及び龍谷大学法学部教授石塚伸一君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

・質疑

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、松岡徹君（民主）、仁比聰平君（共産）

・参考人に対する質疑

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、江田五月君（民主）、浜四津敏子君（公明）、仁比聰平君（共産）

・質疑

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、江田五月君（民主）、浜四津敏子君（公明）、仁比聰平君（共産）

（閣法第8号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成16年12月1日（水）（第11回）

○政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について南野法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員田村憲久君から説明を聴き、南野法務大臣、富田法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕鶴保庸介君（自民）、千葉景子君（民主）、江田五月君（民主）、木庭健太郎君（公明）、大門実紀史君（共産）

（閣法第7号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成16年12月2日（木）（第12回）

○請願第7号外47件を審査した。

○法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称並びに所在地及び管轄区域の表示を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、山口県厚狭郡楠町の同県宇部市への編入合併に伴い、船木簡易裁判所及び宇部簡易裁判所の管轄区域の表示を変更する。
- 二、市町村の廃置分合等に伴い、六日町簡易裁判所ほか10庁の名称を変更する。
- 三、市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の所在地及び管轄区域の表示について、所要の整理を行う。
- 四、この法律は、平成16年11月1日から施行する。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、裁判外紛争解決手続についての基本理念等を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念等

裁判外紛争解決手続に関し、その基本理念（公正かつ適正な実施等）及び国等の責務（国民の理解の増進等）について定める。

二、民間紛争解決手続の業務の認証制度

- 1 民間紛争解決手続を業として行う者は、申請により、その業務の適正性を確保する観点から必要とされる一定の要件に適合することにつき、法務大臣の認証を受けることができる。
- 2 法務大臣は、認証に当たり、認証審査参与員から意見聴取を行う。
- 3 認証紛争解決事業者（認証を受けた紛争解決事業者）は認証を受けている旨及び業務に関する一定の情報の提供を行い、法務大臣はこれらの情報を公表できる。
- 4 認証紛争解決事業者は、事業報告書等一定の書類を作成し、法務大臣に提出しなければならない。法務大臣は、一定の要件の下で、認証紛争解決事業者に対して、報告の徵求、検査、勧告、命令、認証の取消しを行う。
- 5 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続の業務を行うことに関し、報酬を受けることができる。

三、時効中断等に係る特例

- 1 認証紛争解決手続の終了後1か月以内に訴訟手続に移行する等一定の要件を満たす場合には、認証紛争解決手続における請求時に遡って時効中断の効力が発生する。
- 2 受訴裁判所は、認証紛争解決手続の実施等一定の要件の下で、訴訟手続を中止することができる。
- 3 訴え提起前に裁判所の調停を経なければならない事件のうち一定のものについて、訴えの提起前に認証紛争解決手続を経ている等一定の要件を満たす場合には、原則として、調停の前置を要しない。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 裁判外紛争解決手続が裁判と並ぶ魅力的な紛争解決手段として幅広く利用されるよう、その意義及び内容等について、国民に対して周知徹底を図ること。
- 二 国民が簡易・迅速な裁判外紛争解決手続を適切に選択できるよう、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、日本司法支援センターその他の関係機関との連携強化、人材育成、法律扶助の適用など、財政上の措置を含め裁判外紛争解決手続制度の総合的な基盤整備に、なお一層努めること。
- 三 認証に当たっては、民間の紛争解決事業者の自主性や独立性を損なうことのないよう、その趣旨を十分周知するとともに、国民が安心して裁判外紛争解決手続を利用できるよう、適正な運用を図り、法施行後の実施状況を踏まえ、必要に応じ制度の見直しを含め所要の措置を講ずること。
- 四 手続実施者が弁護士でない場合において、民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置については、公正かつ適正な手続を確保し、裁判外紛争解決手続利用者の利益を損なうことのないよう十分に配慮すること。
- 五 民間紛争解決手続における執行力の付与については、紛争解決の実効性を確保するため、利用者の権利保護も十分配慮した上で、引き続き法整備等の措置も含め検討すること。
- 六 民間団体等が行う調停、あっせん等の手続の開始から終了に至るまでの手続ルールに關し、紛争当事者間で合意が得られない場合の適用原則の法令化について、民間紛争解決手続の多様性も配慮した上で、今後の国際的動向等を勘案しつつ引き続き検討すること。
- 七 本法の施行後、早期に、裁判外紛争解決手続制度について検証し、必要があると認めるとときは、本法の見直しも含め所要の措置を講ずること。

右決議する。

裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【要旨】

本法律案は、新たな法曹養成制度の整備の一環として、司法修習生に対し給与を支給する制度に代えて、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を導入しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 最高裁判所は、司法修習生の修習のため最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金を貸与する。
- 二 修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。
- 三 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することができなくなったときは、その返還の期限を猶予することが

できる。

四 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなったときは、その修習資金の全部又は一部を免除することができる。

五 以上のはか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

六 この法律は、平成22年11月1日から施行する。

なお、施行期日に関し衆議院において修正がなされた。

【附帯決議】

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 修習資金の額については、法曹の使命の重要性や公共性にかんがみ、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法曹を養成する見地から、引き続き、司法修習生が修習に専念することができるよう、必要かつ十分な額を確保すること。

二 修習資金の返還の期限については、返還の負担が法曹としての活動に影響を与えることがないよう、必要かつ十分な期間を確保するとともに、司法修習を終えてから返還を開始するまでに、一定の据置期間を置くこと。

三 給費制の廃止及び貸与制の導入によって、統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれることがないよう、また、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政支援の在り方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと。

四 新司法試験については、法科大学院における教育及び司法修習との連携によるプロセスとしての新しい法曹養成制度の理念と成立の経緯を踏まえた実施を図ること。

右決議する。

刑法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、凶悪犯罪を中心とする重大犯罪に関する最近の情勢等にかんがみ、これらの犯罪に適正に対処するため、有期刑に係る法定刑等の上限の引上げ、これらの犯罪に係る法定刑の見直し及び公訴時効期間の延長等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 有期の懲役及び禁錮の法定刑の上限の改正等

一、有期刑に係る法定刑の上限を現在の15年から20年に、また、これを加重する場合における処断刑の上限を20年から30年に引き上げる。

二、死刑・無期刑から有期刑に減輕した場合の有期刑の上限を15年から30年に引き上げる。

第二 強制わいせつ、強姦及び強姦致死傷の各罪等の法定刑の改正等

一、強制わいせつ及び準強制わいせつの各罪の法定刑の上限を懲役7年から懲役10年に、強姦及び準強姦の各罪の法定刑の下限を懲役2年から懲役3年に、強姦致死傷罪の法

定刑の下限を懲役3年から懲役5年に、それぞれ引き上げる。

二、集団強姦等罪（4年以上20年以下の懲役）及び集団強姦等致死傷罪（無期又は6年以上20年以下の懲役）を新設する。

第三 殺人の罪等の法定刑の改正

一、殺人罪の法定刑の下限を懲役3年から懲役5年に引き上げる。

二、組織的な殺人罪の法定刑の下限を懲役5年から懲役6年に引き上げる。

第四 傷害及び傷害致死の各罪等の法定刑の改正

一、傷害罪の法定刑中、懲役刑の上限を10年から15年に引き上げるとともに、科料を削除し、罰金の上限を30万円から50万円に引き上げる。

二、傷害致死罪の法定刑の下限を懲役2年から懲役3年に引き上げる。

三、危険運転致傷罪、加重傷害罪及び常習的傷害罪の法定刑の上限を懲役10年から懲役15年に引き上げる。

第五 強盗致傷の罪の法定刑の改正

強盗致傷罪の法定刑の下限を懲役7年から懲役6年に引き下げる。

第六 公訴時効期間の改正

一、法定刑に死刑の定めがある罪について現行の15年から25年に、法定刑中の最も重い刑が無期の懲役又は禁錮である罪について現行の10年から15年に、それぞれ公訴時効期間を延長する。

二、法定刑中の最も重い罪が15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪について、10年の公訴時効期間を新設する。

第七 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 犯罪を抑止し、国民の不安を解消するため、捜査体制の充実・強化、捜査関係機関の連携強化等治安対策の一層の推進に努めるとともに、刑罰体系の在り方等について多角的観点から積極的に検討すること。

二 有期刑の法定刑及び処断刑の上限が引き上げられることにかんがみ、深刻化している行刑施設の過剰収容状況を早期に解消し、適正な収容を確保するため、行刑施設職員の増員や施設の拡充を推進するとともに、長期受刑者については、円滑な社会復帰が妨げられることのないよう、更生を促すための教育の充実・強化等待遇に十分配慮すること。

三 強盗等の盗犯に係る罰則については、近年の犯罪情勢等を踏まえ、財産犯全体の罰則の在り方を視野に入れつつ、罰金刑を選択刑として導入するなども含めて、さらに検討すること。

四 性的自由の侵害に係る罰則の在り方については、被害の重大性等にかんがみ、さらに検討すること。

五 公訴時効期間が延長されることにより、迅速な捜査処理に支障を来すことがないよう

にするとともに、その趣旨を踏まえ、検査技術の開発向上等に一層努めること。右決議する。

民法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（先議）

【要旨】

本法律案は、保証契約の内容の適正化の観点から、個人保証人の保護を図るため、貸金等根保証契約について極度額、元本確定期日等に関する規定を新設することその他の保証債務に関する規定の整備を行うとともに、民法を国民に理解しやすいものとするためその表記を現代語化するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 保証契約の適正化

1 極度額（限度額）の定め

極度額の定めのない根保証契約は無効とする。

2 元本確定期日（保証期間の制限）

- ① 根保証をした保証人は、元本確定期日までの間に行われた融資に限って保証債務を負担する。
- ② 元本確定期日は、契約で定める場合には契約日から5年以内、契約で定めない場合には契約日から3年後の日とする。

3 元本確定事由

主たる債務者や保証人が、強制執行を受けた場合、破産手続開始の決定を受けた場合又は死亡した場合には、根保証をした保証人は、その後に行われた融資については保証債務を負担しないものとする。

4 書面の作成

根保証契約を含む保証契約は書面（契約書）によらなければ無効とする。

二 民法の現代語化

1 片仮名・文語体の表記を平仮名・口語体の表記に改める。

2 現代では用いられていない用語を平易なものに置き換える。

三 その他

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 保証制度の適正化及び民法の現代語化については、いずれも、国民の日常生活に関連した身近で重要な内容を含んだものであることにかんがみ、その十分な周知徹底に努めること。
- 二 保証人の保護の在り方については、契約締結後に事情変更があった場合の負担等にも配慮し、法施行後の実施状況を勘案しつつ、引き続き検討を行うこと。
- 三 貸金等債務のみならず、継続的な商品売買に係る代金債務や不動産賃貸借に係る賃借人の債務を主たる債務とする根保証契約についても、取引の実態を勘案しつつ、保証人

を保護するための措置を講ずる必要性の有無について検討すること。

四 契約の書面化、根保証期間の制限、極度額の定め等の今回の改正の趣旨が保証人の保護にあることにかんがみ、保証契約の締結に際し、銀行を始めとする融資機関の保証人への説明責任が十分果たされるよう必要な措置を講ずること。

五 企業の資金調達の円滑化に資するとの観点から、債権の電子的取扱い等新たな制度に関する法整備についても一層検討を進めること。

右決議する。

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する 法律案（閣法第18号）（先議）

【要旨】

本法律案は、法人による動産及び債権の譲渡の円滑化を図るため、法人がする動産の譲渡につき登記による新たな対抗要件の制度を創設するとともに、法人がする債務者の特定していない将来債権の譲渡についても登記により対抗要件を備えることができるようにする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、動産譲渡登記制度の創設

- 1 法人が動産を譲渡した場合において、動産譲渡登記ファイルに動産譲渡登記がされたときは、民法第178条の引渡しがあったものとみなす。
- 2 動産譲渡登記の存続期間は、特別の事由がある場合を除き、10年を超えることができない。

二、債権譲渡登記制度の改正

- 1 法人が債務者不特定の将来債権を譲渡した場合において、債権譲渡登記ファイルに債権譲渡登記がされたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、民法第467条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。
- 2 債務者不特定の将来債権の譲渡に関する債権譲渡登記の存続期間は、特別の事由がある場合を除き、10年を超えることができない。

三、登記事項の開示

一及び二に関する登記事項の概要是、何人に対しても開示するものとし、すべての登記事項は譲渡当事者、利害関係人及び譲渡人の使用人にのみ開示する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 動産・債権の譲渡が企業の倒産時における労働債権の確保に影響を与えること等を考慮し、かかる労働債権の法律上の保護の在り方については、本法の施行後における動産・債権譲渡登記制度の利用状況等を踏まえ、今後も引き続き十分検討すること。
- 二 動産・債権譲渡登記制度については、その活用状況を常に注視しつつ、必要に応じ、

動産・債権の取引の安全及び債務者の保護を図るという見地から、更なる検討を行うこと。

三 新規融資の拡大に途を開くとの制度趣旨にかんがみ、債権回収の手段として濫用されることのないよう必要な対応を図るとともに、その十分な周知徹底に努めること。

右決議する。

民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案 (第159回国会閣法第77号)

【要旨】

本法律案は、民事関係手続の一層の迅速化及び効率化等を図るため、民事訴訟手続等における申立て等を電子情報処理組織を用いて行うことを可能とするとともに、簡易裁判所における少額訴訟債権執行制度の創設、不動産競売における最低売却価額制度の見直し、扶養義務等に基づく金銭債権についての間接強制制度の創設、公示催告手続の迅速化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 民事訴訟手続関係

一、民事訴訟手続等の申立て等のオンライン化

民事訴訟手続等における申立て等のうち、法令の規定により書面等をもってするものとされているものであって、最高裁判所が定める裁判所に対してするものについては、電子情報処理組織を用いてすることができ、その申立て等の到達時期等について所要の規定を整備する。

二、電磁的記録による管轄の合意

管轄の合意は、書面のほか、その合意内容を記録した電磁的記録によってもすることができる。

第二 民事執行手続関係

一、不動産競売手続における最低売却価額制度の見直し

最低売却価額を売却基準価額とし、これを2割下回る価額の範囲内の買受けの申出を認める。

二、少額訴訟債権執行制度の創設

少額訴訟に係る債務名義については、地方裁判所のほか、少額訴訟に係る債務名義が成立した簡易裁判所でも債権執行を行うことができる。

三、扶養義務等に係る金銭債権についての強制執行

扶養義務等に係る金銭債権についての強制執行は、直接強制の方法により行うほか、債権者の申立てがあるときは、債務者が支払能力を欠くためにその金銭債権に係る債務を弁済することができないとき等を除き、間接強制の方法によつても行うことができる。

第三 公示催告手続関係

有価証券の無効を宣言するための公示催告の期間の下限を、現行の6か月から2か月に短縮し、公示催告手続全体を決定手続に改める。

第四 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事訴訟手続等における申立て等のオンライン化については、その周知に努めるとともに、申立て等によって得られた電子情報の滅失、改ざん等がないよう万全のセキュリティ体制を構築すること。
- 二 簡易裁判所における少額訴訟債権執行制度は、簡易迅速な手続である少額訴訟の利便性をより向上させるためのものであることにかんがみ、権利の実現が一層円滑に行われるよう、その趣旨及び内容等について周知徹底を図ること。
- 三 売却基準価額制度の導入については、最低売却価額制度の見直しが行われた趣旨が尊重され、執行妨害が行われないよう注意しつつ、売却が迅速かつ適正に行われるよう、十分な配慮をすること。
- 四 扶養義務等に係る金銭債権についての強制執行を間接強制の方法により行う場合に、債務者の支払能力等の申立て要件を明確に理解できるよう、その趣旨及び内容等について周知徹底を図ること。
- 五 養育費については、十分な履行がなされていない現状にかんがみ、子の福祉の観点からも、履行の実効性が上がるよう、本法施行後の状況を注視しつつ、法整備も含めて引き続き検討すること。
- 六 公示催告手続について公示催告期間の短縮等が行われた趣旨を踏まえ、手形等の喪失者等の権利保護がより円滑に行われるよう、その内容等について周知徹底を図ること。

右決議する。